

教第69号議案

神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則について

神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月30日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

理由

事務長の設置に関する規則等について、神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等に統合し、その他文言の整理を行うため。

規則改正の概要

1. 統合の内容

<統合により改正する規則>

神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則(平成15年2月教育委員会規則第8号)

神戸市立高等学校の管理運営に関する規則(平成17年3月教育委員会規則第9号)

神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則(平成17年3月教育委員会規則第10号)

<統合により廃止する規則>

事務長の設置に関する規則
(昭和44年5月教育委員会規則第8号)

主任等の設置に関する規則
(昭和53年3月教育委員会規則第12号)

神戸市立高等学校の主任等の設置に関する規則(昭和53年12月教育委員会規則第13号)

2. その他の改正点

- ① 保健主事を明記
- ② 中学校における進路指導主任を明記
- ③ その他の校務を分担する主任等に関する要件変更
- ④ 校長の職務専念義務の免除にかかる教育長承認を廃止
- ⑤ 「神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則」における引用規則の変更

3. 施行日

令和8年4月1日

神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月 日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則(平成15年2月教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>第20条 削除</u>	<u>(主任等)</u>
<u>(教務主任等)</u>	<u>第20条 学校の主任等は、主任等の設置に関する規則(昭和53年3月教育委員会規則第12号)の定めるところによる。</u>
<u>第20条の4 学校には、教務主任、学年主任及び保健主事を置く。ただし、別</u>	

に定める学校については、この限り
でない。

2 教務主任は、教務に関する事項を
つかさどり、当該事項について連絡
調整及び必要に応じて指導助言に当
たる。

3 学年主任は、当該学年の教育活動
に関する事項について連絡調整及び
必要に応じて指導助言に当たる。

4 保健主事は、保健に関する事項の
管理に当たる。

5 第1項の規定にかかわらず、前3
項に規定する校務を整理する主幹教
諭(統括官、専門官及び総括主幹教諭
を含む。以下同じ。)を置くときその
他特別の事情があるときは、教務主
任、学年主任または保健主事をそれ
ぞれ置かないことができる。

(総務・学習指導担当)

第20条の5 小学校及び義務教育学校
(前期課程に限る。)には、総務・学
習指導担当を置くことができる。

2 総務・学習指導担当は、円滑な学校
運営の推進等のため、校長、副校長及
び教頭を助け、命を受けて校務の一
部を整理し、教育指導の改善に関す
る事項をつかさどり、当該事項につ
いて連絡調整及び必要に応じて指導

助言に当たる。

3 総務・学習指導担当が整理する校務は、校長が決定し、教育委員会に報告しなければならない。

(生徒指導主任等)

第20条の6 中学校及び義務教育学校には、生徒指導主任及び進路指導主任を置く。ただし、別に定める中学校、義務教育学校等については、この限りでない。

2 小学校には、生徒指導主任を置くことができる。

3 生徒指導主任は、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び必要に応じて指導助言に当たる。

4 進路指導主任は、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

5 第1項の規定にかかわらず、前2項に規定する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは、生徒指導主任及び進路指導主任をそれぞれ置かないことができる。

(主任等の決定)

第20条の7 教務主任、学年主任、中学

校及び義務教育学校における生徒指導主任並びに進路指導主任は、当該学校の教諭のうちから、保健主事は、当該学校の教諭又は養護教諭のうちから、総務・学習指導担当及び小学校における生徒指導主任は、当該学校の主幹教諭又は教諭のうちから、校長が担当させる。

2 学校には、前3条に規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

(職務専念義務の免除)

第27条 職員の職務に専念する義務の免除は、校長が承認する。

(職務専念義務の免除)

第27条 職員の職務に専念する義務の免除は、校長については教育長が、その他の職員については校長が承認する。

(高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 神戸市立高等学校の管理運営に関する規則(平成17年3月教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(事務長)

第16条 学校に事務長を置く。

2 事務長は、校長の命を受け、事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 事務長は、校長に事故があるときは、所掌事務につき、代決することができる。

第17条 削除

(教務部長等)

第17条の4 学校には、教務部長、生徒指導部長、学年主任、進路指導部長及び保健主事(以下「教務部長等」という。)を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

2 教務部長は、教務に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整に当たる。

3 生徒指導部長は、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整に当たる。

4 学年主任は、当該学年の教育活動に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整に当たる。

5 進路指導部長は、生徒の職業選択

(事務長)

第16条 高等学校の事務長は、事務長の設置に関する規則(昭和44年5月教育委員会規則第8号)の定めるところによる。

(主任等)

第17条 学校の主任等は、神戸市立高等学校の主任等の設置に関する規則(昭和53年12月教委規則第13号)の定めるところによる。

の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整に当たる。

6 保健主事は、保健に関する事項の管理に当たる。

7 第1項の規定にかかわらず、第2項から前項に規定する校務を整理する主幹教諭(統括官、専門官及び総括主幹教諭を含む。以下同じ。)を置くときその他特別の事情があるときは、教務部長、生徒指導部長、学年主任、進路指導部長及び保健主事をそれぞれ置かないことができる。

(学科長)

第17条の5 二以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科長を置くものとする。

2 学科長は、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

3 第1項の規定にかかわらず、次項に規定する学科長の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学科長を置かないことができる。

(主任等の決定)

第17条の6 教務部長、生徒指導部長、学年主任、進路指導部長及び学科長

は、当該学校の教諭のうちから、保健主事は、当該学校の教諭又は養護教諭のうちから、校長が担当させる。

2 学校には、教務部長等及び学科長のほか、必要に応じて、庶務に関する事項をつかさどる庶務部長等の校務を分担する主任等を置くことができる。

3 教務部長等、学科長及び前項に規定する主任等は、兼ねることができる。

(職務専念義務の免除)

第24条 職員の職務に専念する義務の免除は、校長が承認する。

(職務専念義務の免除)

第24条 職員の職務に専念する義務の免除は、校長については教育長が、その他の職員については校長が承認する。

(特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則(平成17年3月教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

第14条 削除

(教務部長等)

第14条の4 学校には、教務部長、学年主任、生徒指導部長及び保健主事を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

2 教務部長は、教務に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び必要に応じて指導助言に当たる。

3 学年主任は、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び必要に応じて指導助言に当たる。

4 生徒指導部長は、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び必要に応じて指導助言に当たる。

5 保健主事は、保健に関する事項の管理に当たる。

6 第1項の規定にかかわらず、第2項から前項までに規定する校務を整理する主幹教諭(統括官、専門官及び総括主幹教諭を含む。以下同じ。)を置くときその他特別の事情があると

(主任等)

第14条 学校の主任等は、主任等の設置に関する規則(昭和53年3月9日教育委員会規則第12号)に定めるところによる。

きは、教務部長、学年主任、生徒指導部長及び保健主事をそれぞれ置かないことができる。

(進路指導部長)

第14条の5 中学部及び高等部には、進路指導部長を置く。

2 進路指導部長は、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

3 第1項の規定にかかわらず、前項に規定する進路指導部長の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は進路指導部長を置かないことができる。

(学部長)

第14条の6 小学部、中学部及び高等部には、学部長を置くことができる。

2 学部長は、当該学部の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

(学科主任)

第14条の7 二以上の学科を置く高等部には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置くものとする。

2 学科主任は、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

3 第1項の規定にかかわらず、前項に規定する学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学科主任を置かないことができる。

(主任等の決定)

第14条の8 教務部長、学年主任、生徒指導部長、進路指導部長及び学科主任は、当該学校の教諭のうちから、保健主事は、当該学校の教諭又は養護教諭のうちから、学部長は、当該学校の主幹教諭又は教諭のうちから、校長が担当させる。

2 学校には、第14条の3から前条に規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

(職務専念義務の免除)

第21条 職員の職務に専念する義務の免除は、校長が承認する。

(職務専念義務の免除)

第21条 職員の職務に専念する義務の免除は、校長については教育長が、その他の職員については校長が承認する。

(教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第4条 神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則(平成10年4月教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第2条 [略] 2、3 [略] 4 条例第37条第4号に規定する教育委員会規則で定めるものとは、 <u>神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則（平成15年2月教育委員会規則第8号）及び神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則（平成17年3月教育委員会規則第10号）</u> に定めるもののうち、別表に掲げるものとする。 5、6 [略]	第2条 [略] 2、3 [略] 4 条例第37条第4号に規定する教育委員会規則で定めるものとは、 <u>主任等の設置に関する規則（昭和53年3月教育委員会規則第12号）</u> に定めるもののうち、別表に掲げるものとする。 5、6 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。